

更別村空き地・空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、更別村における空き地及び空き家（以下「空き地等」という。）の有効活用を通して、定住及び商業活動の促進による地域の活性化を図るため、更別村空き地・空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 住宅、店舗・事務所等の建築に適当な面積を有し、良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）で村内にあるものをいう。

(2) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住していない良好な管理状態にある住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）で村内にあるもの又は商業活動を目的として建築し、現に商業活動を行っていない（近く商業活動をしなくなる予定のものを含む。）店舗・事務所等で村内にあるものをいう。

(3) 所有者等 空き地等に係る所有権その他の権利により、空き地等の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。

(4) 空き地・空き家バンク 空き地等の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、村内への定住等を目的として空き地等の利用を希望する者に紹介する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き地・空き家バンク以外による空き地等の

取引を妨げるものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き地・空き家バンクによる空き地等に関する登録を受けようとする所有者等(以下「登録申込者」という。)は、空き地・空き家バンク登録申込書(別記様式第1号)及び空き地・空き家バンク登録カード(別記様式第2号。以下「登録カード」という。)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による登録申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは、空き地・空き家バンク登録台帳(別記様式第3号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 村長は、第2項の規定において、登録申込みのあった空き地等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録しないものとする。

(1) 抵当権等の権利が設定されているとき。

(2) 登録申込み内容に虚偽があると認めるとき。

(3) その他登録することが適当でないときと村長が認めるとき。

(登録事項の変更)

第5条 前条第2項の規定による登録を受けた登録申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく、空き地・空き家バンク登録事項変更届(別記様式第4号)及び変更内容を記載した登録カードにより村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き地・空き家バンクの登録事項を変更するものとする。

(登録事項の抹消)

第6条 村長は、登録台帳の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 当該空き地等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 空き地・空き家バンク登録抹消届(別記様式第5号)の提出があったとき。
- (3) その他村長が登録を抹消することが適当であると認めたとき。

(利用申込み等)

第7条 空き地・空き家バンクに登録された空き地等の利用を希望する者は、空き地・空き家バンク利用申込書(別記様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めたときは、登録者の情報を必要な範囲で提供するものとする。

(空き地等利用の申請要件)

第8条 利用申込者は、空き地等の利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き地に住宅を建築して定住若しくは季節移住し、又は店舗・事務所等を建築して商業活動を行うことを目的とする者。
- (2) 空き家を活用して定住若しくは季節移住し、又は商業活動を行うことを目的とする者。
- (3) 住み替えを行い住環境の改善を図る者。
- (4) その他村長が適当と認めた者。

(情報提供等)

第9条 村長は、登録台帳に登録した情報を、必要な範囲でホームページ等により公開するものとする。

2 村長は、所有者等と利用申込者との空き地等に関する交渉、売買及び賃貸借等契約については、直接これに関与しない。

(秘密の保持)

第10条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。